令和４年２月 17 日

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

Ⅰ．放送日　令和４年２月 18 日（金）放送分

今週の話題

（１）豊橋善意銀行　週間寄付報告
（２）物品の寄付について
（３）令和３分　税制優遇措置を受けられる方へのご案内

（１）豊橋善意銀行　週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔2 月 10 日（金）～2 月 16 日（水）分〕

○お金の寄付は、	合計　９件	59,646 円
内訳		
自由預託金	３件	10,184 円
チャリティーボックス募金	５件	47,462 円
誕生日献金	１件	2,000 円

今週の主な寄付は、チャリティボックス募金で、会社、喫茶店、ホテルなどに設置した募金箱から５件が寄せられました。その中で特に株式会社 JA あぐりパーク食彩村で 30,382 円が募金箱に寄せられた。

なお、チャリティーボックスを設置下さる方を募集しています。

○物品の寄付は、食品、Ｔシャツ、日用品など５件ありました。

主な寄付品は、株式会社サーラコーポレーション様よりサッカーＪリーグのジュビロ磐田等のユニフォームやＴシャツ 170 枚を寄付下さいました。また、日東電工株式会社豊橋事業所様より防災用備蓄品 63 箱をご寄付くださいました。それぞれ希望する福祉施設、福祉団体にお渡しします。

（２）物品の寄付について

豊橋善意銀行では、品物の寄付も受け付けています。商店などでの商品の寄付や、ご家庭内で使っていない品物などを東三河地域の各種福祉施設や福祉団体にお届けしています。受付している種類などは当行までお問合せ、ご相談ください。

また、アルミ缶、牛乳パック、書き損じはがき、未使用テレホンカード、ベルマークなども収集しています。リサイクルで得た収益金を福祉活動に活用させていただいています。ベルマークは収集している施設へお届けして活用して頂いています。

（３）令和３年分　税制優遇措置を受けられる方へのご案内

確定申告の受付が始まっていますが、豊橋善意銀行へ「維持会費」や寄付金をお寄せ下さいました方は税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには確定申告を行っていただく必要がございますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。

受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただいております。

ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。

豊橋善意銀行事務局　〒440-0806　豊橋市八町通 5-9
電話（0532）52-7893／FAX（0532）52-7894